

～新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小・小規模事業者の皆様へ～

## 神奈川県行政書士会市内各支部と連携し、 給付金等に関する相談・申請の支援を行います！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞等に伴い、市内中小企業・小規模事業者の皆様への影響は大きくなっています。

このような状況の中、横浜市をはじめ、国や県による事業者の皆様を対象とした支援メニューが出されていますが、事業者の皆様からは、何が利用できるのかわからない、申請が複雑であるという声を多く聞いています。

このような声を受け、今般、神奈川県行政書士会の市内7支部と連携し、専門家による電話相談窓口を開設するとともに、給付金等の具体的な申請手続に関する支援を開始します。

### 支援内容

#### 1 電話による相談（無料）

市内各支部に所属する行政書士が、電話により相談に対応します。

電話番号：050-3822-1200

期間：令和2年6月1日（月）～8月31日（月）

日時：月曜日～金曜日（祝祭日を除く。） 午前9時～午後5時

内容：（横浜市）

- ・新型コロナウイルス感染症対応小規模事業者支援一時金
  - ・新型コロナウイルス感染症対応スタートアップ企業支援一時金（国）
  - ・持続化給付金（神奈川県）
  - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）
- ほか

※ 雇用調整助成金のみの相談についてはお受けいたしかねます。

#### 2 給付金等の申請支援（有料）

電話による相談を受けたうえで、実際に給付金等の申請にあたり、個別に申請書の作成支援が必要な場合、各支部に所属する行政書士が対応します。

（有料：支援を依頼される事業者と行政書士との間での契約となります。）

<裏面あり>

【参考】

神奈川県行政書士会は、行政書士法第 15 条の規定に基づき、各都道府県に設置されているものであり、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的としています。

神奈川県行政書士会には県内 19 支部があり、横浜市内には次のとおり、7 支部が設置され、1,300 を超える行政書士の会員が地域の皆様の様々なご相談にお応えしています。

※ 横浜市内の支部（7 支部）

支 部 名	所管区域
横浜中央	中区、西区、保土ヶ谷区
鶴見・神港	鶴見区、神奈川区、港北区
南・港南	南区、港南区
磯子・金沢	磯子区、金沢区
旭	旭区、瀬谷区
緑	緑区、青葉区、都筑区
戸塚	戸塚区、栄区、泉区

お問合せ先

経済局経営・創業支援課長 中村 隆幸 Tel 045-671-2575